

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社エム・テック	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-7-2

2. 指名停止措置期間

平成 30 年 7 月 27 日から平成 30 年 8 月 26 日まで（1 カ月間）

3. 指名停止措置の範囲 参議院所管の工事

4. 事実概要

株式会社エム・テック及び同社使用人は、東京都発注の「平成 28 年度中潮橋撤去工事」において、京浜港長の許可を受けずに港内で工事を行った期間があったとして、平成 30 年 3 月 14 日、東京地方検察庁から港則法違反で起訴された。

5. 指名停止措置理由

上記 4. は、参議院所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成 15 年 4 月 4 日議長決定）別表第 2 第 14 号に該当する。

（別表第 2 「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」）

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 14 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内